

第233回

広島県都市計画審議会議事録

日時 平成26年11月18日(火)10:00～11:00
場所 広島県庁北館4階 第3委員会室

目 次

第233回広島県都市計画審議会全体審議会	1
1 開会	1
2 議事	1
第1号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の新築の許可について ...	1
報告事項 広島県都市計画審議会における情報公開の推進について	9

広島県

第233回広島県都市計画審議会

1 開会

開会 10:00

○司会 ただ今から、第233回広島県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、御多用のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは資料の確認をさせていただきます。本日お手元にお配りしてあります資料は、審議会次第、委員名簿、配席表、資料1、資料2でございます。なお資料2につきましては、議事の最後に御説明します。

また、事前に送付した資料として、議案集、付議案の概要書、参考資料がございます。

資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会の進行は、審議会運営規程第5条により、会長が「会の議長」となっております。会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、審議に入ります。会の進行に御協力お願いします。

本日の出席委員は14名であります。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第5条の規程により、この会は有効に成立いたします。

それでは、第233回広島県都市計画審議会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名いたします。今回は、A委員とB委員をお願いいたします。

2 議事

第1号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の新築の許可について

○会長 では、付議案の審議に入りたいと思います。

本日は、付議案件が1件ございます。

それでは、第1号議案を事務局から、御説明をお願いします。

○事務局 第1号議案の「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の新築の許可」について、御説明いたします。議案集は1ページからですが、スライドで説明いたします。なお、お手元にはスライド資料をお配りしております。説明時間は約15分を予定しております。

本案は、産業廃棄物処理施設である「汚泥、廃油、廃プラスチック類等の焼却施設」を新

築するもので、建築基準法第51条ただし書きの規定により、敷地の位置が都市計画上支障ないかを御審議いただくものです。

申請者は、株式会社オガワエコノス 代表取締役 小川 勲で、申請地は、府中市本山町580-302の一部他2筆です。

申請理由です。申請者は府中市本山工業団地の申請地西側の工場において、汚泥、廃油、廃プラスチック類その他産業廃棄物の焼却施設、リサイクル等を行っています。その焼却施設は平成10年12月より操業しています。既存焼却炉の老朽化と耐用年数が迫ってきたこと、また、近年産業廃棄物の量が増えつつあり、混合ごみ等の多種多様な産業廃棄物を焼却処理できる、より効率改善された、環境に配慮した施設の整備のため、申請地に新築する計画です。

申請概要です。申請地は、都市計画区域の市街化区域にあり、用途地域は工業専用地域内にあります。敷地面積は2524.73平方メートル、建築面積は1614.72平方メートルです。また、延べ床面積2054.69平方メートルとなります。構造・規模は鉄骨造の2階建てです。

処理施設の概要です。用途としては、産業廃棄物処理施設であり、施設の種類の廃棄物焼却炉です。処理施設の能力は、1日あたりの処理能力32.4トンです。これまでの7時間間欠運転では、着火・消火時に低温となっているため、焼却炉をダイオキシンが発生しにくい、24時間稼働の施設とするものです。

都市計画審議会に付議する理由は、本件における建築基準法と廃棄物処理法の適用について御説明します。建築基準法の51条では、火葬場などの処理施設は、都市計画による位置の決定、もしくは、同条ただし書きの適用による許可をもって、設置することとなっています。

またこの条文中に、その他政令で定まる処理施設の用途に供する建築物として、同法施行令第130条の2の2で定めていますが、この中の2号で定める処理施設、具体的には廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設であり、今回の申請施設では、図に示す2項目が該当するため、建築基準法第51条の制限を受ける施設となっています。また、同施行令130条の2の3により、法第51条ただし書きの規定により、政令で定める新築、増築の規模は、図で示す2項目に該当するため、法51条ただし書きの許可を求める、となっています。

続きまして、審査の内容について説明します。本件に関して、1)施設位置、施設計画の

妥当性、2)周辺の土地利用状況、3)環境保全対策、4)地域における周知・合意形成の4つの審査項目を設定し、これらの項目を中心に、審査いたしました。

1)施設位置、施設計画の妥当性について、位置図から府中市の都市計画も併せて御説明します。

図に赤丸で示しているのが申請地です。申請地は、JR 府中駅から北東に約2.7キロメートルの位置にあります。府中市では、機械、繊維工業など古くから街にある工場と住宅が混在した、薄紫色で示す準工業地域が広く分布しています。こうした問題を解消するため、本山工業団地、鶉飼工業団地が造成され、工業専用地域に工場を集約し、市街地の住工分離を図ってまいりました。

付近見取図です。申請地は本山工業団地内、工業専用地域に位置しています。周囲には既に立地している工場群があります。申請地と直近の住居系地域とは、約160メートル離れています。

計画地と既存工場の位置図です。黄色の部分が既存工場にある焼却炉の位置です。既存の焼却炉は平成10年に法第51条の許可を得て設置されており、新設焼却炉が完成後に解体する計画です。建屋については、今後ストックヤードとして活用する予定です。搬入路は既存工場と同じであるため、搬入車両によるさらなる環境悪化は小さいものと考えております。

配置図です。左側が北となります。申請地は幅員19.43メートルの県道金丸府中線と幅員14.25メートルの市道鶉飼本山線に接しています。建物は、A棟とB棟の2棟を計画しており、A棟が鉄骨造2階建て、B棟は平屋建てです。東の県道側には、緑色の点線で示す、高さ3.99メートル、厚さ1.6センチメートルのサイディング材を使用した防音壁を設置する計画となっております。

1階平面図です。A棟の1階は廃棄物の仕分け場所、プラットフォーム、ゴミピットがあります。B棟は焼却炉などが設置されています。

2階平面図です。A棟2階には焼却施設の中央監視施設、見学者用の研修室と見学コーナーが設置されております。

立面図・断面図です。上側に記載してあるのが、県道から建物を見た立面図です。外壁材には遮音性のある厚さ6センチメートルの押し出し成形板を使用する計画となっております。下側に断面図を記載しています。A棟のゴミピットに集められた廃棄物は、天井に配置されたゴミクレーンで吊り上げられ、廃棄物供給装置で焼却炉まで運ばれます。発生した排

気ガスはガス冷却室で冷やされ、ガス冷却室奥の集じん装置で化学処理、バグフィルターでろ過され、誘引通風機、排気筒を経由して、大気中に放出されます。

続いて、焼却施設について御説明します。

焼却処理のフロー図で御説明します。廃棄物の搬入から、焼却、焼却灰の処分までを示したものです。収集車で搬入された廃棄物は、廃棄物供給装置で焼却炉まで運ばれます。焼却炉に運ばれた廃棄物は800度以上で焼却され、焼却時に発生するガスは、発電エネルギーとして有効利用された後、ガス冷却室で200度以下に冷やされ、集じん装置で消石灰での塩素の処理、活性炭での悪臭の消臭、バグフィルターでのろ過を経て、誘引通風機、排気筒を経由し、大気中に排出されます。汚泥については、汚泥ピットに集められ、汚泥噴霧ポンプにて焼却炉に直接噴出して焼却されます。焼却灰の搬出先は、福山市にある広島県環境保全公社の箕島最終処分場に運び、適正に処分される予定です。

2) 周辺の土地利用状況を御説明します。

申請地及び申請地周辺は、工業専用地域となっています。直近の学校施設は府中中学校で、申請地の敷地まで約2.1キロメートル、また老人福祉施設は、申請地まで約1.5キロメートルです。

申請地から北側約160メートルのところに、第一種住居地域が存在しています。この住居地域は、本山工業団地と同時に造成されています。直近の住宅付近で、大気・悪臭の生活環境調査を実施し、基準値以下であることを確認しています。騒音については、160メートル離れた住宅の境界で、騒音数値は25.8デシベルです。住居系の夜間の環境基準数値45デシベル以下と算出されています。

本山工業団地を航空写真で見ると、工業専用地域と第一種住居地域との間に、幅約21メートルの緑地帯が設置されており、住宅に配慮された工業団地となっています。

搬入ルート、交通量の検討です。

搬入ルートについては、国道486号を、尾道方面からは県道金丸府中線の本山ルート、福山方面からは広谷ルートの2ルートを使用しています。現状の交通量調査は、本山ルート沿いで行いました。本山ルートでの平日昼間1時間当たりの平均通行台数は369台です。廃棄物処理量増加による1時間当たりでは6台の増加となりますので、増加台数は、全体の交通量の1.7%であり、大きな影響はないと考えております。

3) 環境保全対策について御説明します。

申請者は産業廃棄物処理施設設置業許可申請を平成26年2月に届出をしており、平成

26年8月22日付で許可となっています。処理施設にかかる生活環境影響調査の調査項目は、大気汚染、騒音、振動、悪臭です。調査項目の数値ですが、騒音等については敷地境界で計測し、それぞれ規制値基準以下の数値となっていることを確認しています。

4) 地域における周知・合意形成について御説明します。

申請者は、平成25年5月に、地元の本山町内会に事業計画内容を説明し、直接意見を聞いています。

町内会からは平成25年7月10日に意見書・要望書が提出されており、内容としては、1. 悪臭・騒音、煤煙、振動は、基準値以下で操業すること。2. 休日・夜間等の無人時における連絡先の提示。3. 新焼却施設完成後における施設見学。4. 交通安全には万全を期すること。5. 疑義が生じた場合は、申請者と本山町内会の双方で協議し解決を図ること。この5項目です。

この内容を受け、申請者は平成25年7月19日に「対応する」と回答しており、地元と合意しています。

自治体である府中市の意見としては、敷地は山を切り開いて造成された本山工業団地内にあり、周囲は工場が立ち並んでいる、都市計画区域内であり、用途地域は工業専用地域である。産業廃棄物処理施設設置許可申請書に生活環境影響調査及び環境影響報告を添えて申請されており、内容の審査を終えているため問題ない、との意見を頂いております。

以上より、施設位置、周辺の土地利用状況、環境保全対策、地域における周知・合意形成を審査した結果、いずれも妥当であることから、敷地の位置は、都市計画上支障がないと考えております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**会長** ありがとうございます。焼却施設の新設に対して、都市計画上の支障はないかということです。これにつきまして、何か御質問あるいは御意見がありましたらお願いします。

○**C委員** これまで、7時間ごとの間欠運転を行っていたのですね。次に新しく建てる施設は、24時間運転の焼却炉ですね。

○**事務局** 7時間おきでしたら、やはり立ち上がりと消火のときに、どうしても低温領域に入って、ダイオキシン発生の確率が高いので、24時間運転にして、低温領域、ダイオキシンが発生しにくい800℃以上の焼却温度を保持しようという対応の計画でございます。

○**C委員** では、新しい焼却炉になると、恐らく従来のものよりは性能がいいというか、環境

的にも気を遣ったものになるのだと思いますが、夜間も運転することで考えられるのは、騒音とか悪臭等の問題かと思います。スライド22番にあった生活環境影響調査というのがありますが、これは新しい施設が建ったらこれくらいになるだろう、ということで調査されているものですか。

○事務局 そうでございます。これは廃掃法許可に付ける環境アセスメントの内容ですが、新しい施設ができたときの環境への影響を予測評価したものでございます。なお、この環境基準は工業地域ですが、先ほど申し上げたように、住居系のところでは25デシベル、これはほとんど聞こえない、夜間の騒音規制の45デシベルをはるかに下回っているので、ほとんど聞こえない状況だと思います。

○C委員 あと、廃棄物の搬送などの時間は決められているのでしょうか。

○事務局 廃棄物は、現在の許可でも9時から17時までになっていますので、それが継承されると思います。24時間運転しますが、それは焼却の中の作業でして、1日中搬入、搬出があるということではないと思います。

○C委員 はい、どうもありがとうございます。

○会長 その他にありますでしょうか。

○D委員 まず申請の理由ですが、耐用年数が近付いたことはわかるのですが、近年産業廃棄物の量が増えつつあるというのは、そうなのですかという印象です。ちょっと認識不足なのかもしれませんが、産業廃棄物については全般的な方向性として、そもそも産業廃棄物については抑制をしようというのが全国的な流れだと思うのですが、実は、増えてきているという状況に広島県はあるのでしょうか。

○事務局 全体としては、非常に減少しております。この申請者、オガワエコノスさんの取扱量が増えているということでございます。

○D委員 わかりました。全般的には、やはり産廃は減少していますよね。

○事務局 非常に減少しております。

○D委員 この方が取り扱っているものが増加と。

○事務局 そういことです。

○D委員 はいわかりました。

もう1点、後学のためにお聞きしたいのですが、地元と関係市町村との同意に関しての、県の考え方を伺います。スライド23で、この本山町内会というのは、場所としてはどこにある町内会のことなのでしょう。そこが「地元」という理解ですよね。

○事務局 (スクリーンを示し)本山町内会は、このイエローで塗った住宅団地、上と下両方の町内会です。

○D委員 そこが、本件の場合の「地元」という形なのですね。

○事務局 はい。

○D委員 それ以外のところは地元とは言わないのですか。

○事務局 通常、影響範囲として考えるのは200メートル程度ですので、大体妥当なのではないかと思っております。

○D委員 その200メートルというのは、府中市の中でのことですか。というのは、隣に福山市があります。距離的に言うと、その申請地は府中市の中にはありますが、福山市に近い感じがするのです。そのとき、例えば行政区域を超えて、向こう側の近接したところに、もし仮に住居があった場合、そこも地元町内会とかいうふうに認識するかどうか。一般的にどう考えるのでしょうか。

○事務局 一般的には、そういうところも地元として、影響を考えなくてはならない場合もございますが、この場合は、この金丸府中線県道の1時間交通量が、新市側に向けては1時間1台程度でございます。かつ、北側の常金中学校が一番近い公共施設ですが、2キロほど山を隔てて離れていますので、今回はそこまで影響を検討する必要はないだろうということで、本山町内会と府中市の意見を聞くという形です。全体としては備後圏都市計画区域ですので、三原から尾道、福山までの広域都市計画ですから、周囲の環境によっては隣接した市町の意見も聞かなくてはいけない場合もあると思っております。今回は、影響は非常に少ないということで、特には聞いていません。

○D委員 わかりました。ということは、事案によっては、影響があるところも地元というか関係市町村と考えて、実質的に影響があるかどうかを基準として、地元の自治体や町内会を地元として認識していくということですね。

○事務局 そういうことでございます。

○B委員 確認したいのですが、私はこの丁度すぐそばに住んでいましてわかるのですが、金丸府中線の通行量のことをもう一度言っていただけますか。

○事務局 1時間に1台です。

○B委員 1時間1台って聞こえたので、本当かな、と思って確認したかったのです。私はこの経緯について異論はないですし、福山市分は山の向こうなものですからあまり住居地には影響ないと思いますけど、説明の中で通行量を言われた際、新市側に1時間に1台と言われ

たのでしたか。これはちょっと、非常に現実と違うと思うので、間違った数字は出されない方がいいのではないかと確認しているのですが。

○E委員 1時間に1台では、ほぼ通っていないことになる。そんなことはないでしょう。たくさん通っていますよ。

○B委員 まあ、本題に直接関係ないのでいいです。住宅地は離れていますから、福山市分はあまり心配しなくていいのですが、通行量の客観的な数値が、これはあまりにも違っているのではないかと思ったのでご指摘しました。

○事務局 8時間で79台です。

○E委員 8時間で79台、1時間で約10台ですね。

○B委員 だから1時間で1台は間違いですね。

○事務局 はい、間違いです。申し訳ありません。

○B委員 8時間で79台というのも、もう少し多いと思うのですが、1時間に1台はどう見ても間違いなので、訂正してください。

○事務局 はい、訂正します。

○会長 では、訂正をお願いします。

それ以外の御質問等はございますでしょうか。

(質問・意見なし)

○会長 それでは、この説明について特に御意見、御質問はございませんようですので、第1号議案につきましては、都市計画上支障がないと決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 御異議ありませんので、第1号議案は都市計画上支障のないものといたします。ありがとうございました。

以上ですべての議案は終了いたします。

ここで事務局から報告事項がございますので、御説明をお願いします。

報告事項 広島県都市計画審議会における情報公開の推進について

○事務局 それでは、「広島県都市計画審議会における情報公開の推進について」を御説明します。説明時間は約8分を予定しております。

資料2を御覧ください。

1の「要旨」です。情報公開の充実により、本県の都市計画行政に対する県民の理解と信頼をさらに深めるため、この度、審議会の公開方法において、議事録の公開に加えて、傍聴による会議の公開について検討を行いましたので、審議会の御意見をお聴きするものです。

2の「変更(案)」です。表の左の部分は公開の対象、2列目が現在の運用状況、3列目が変更案、4列目がその公開方法です。ゴシック体部分が現在に対する変更箇所です。審議の状況については、現在は「原則非公開」としてありますが、都市計画行政に対する県民の理解と信頼をさらに深めるため、「原則公開」とし、傍聴を認めたいと考えております。

会議資料についても「原則公開」とすることが妥当ではないかと考えております。議事録については、現在は「発言者名を表示しない」取り扱いとしてありますが、傍聴による公開との整合を図るため、「発言者名を含めて表示する」ことが妥当と考えております。

付議案集については、現在も原則公開としており、変更はございません。

なお、会議のすべてを公開とするのではなく、①のように、広島県情報公開条例第10条各号に該当する場合、これは、資料の裏面に条例の要約を記載しておりますように、個人が特定される場合や、公開により率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、及び表面の②のように、その他審議会が非公開とする旨を議決した場合を非公開とすることができることが妥当と考えております。

3の「経緯」です。審議会の会議の公開方法につきましては、平成10年12月から平成11年10月にかけて、計3回の審議会において御審議いただきました。

審議の中では、「公開するとしたら、全部原則公開で行うべき」という御意見や、「基本的には公開が原則だが、発言の自由が阻害される可能性があるということならば議事録だけ公開でよい」という御意見等がありました。

御審議いただいた結果、平成12年の第185回都市計画審議会において、会議の公開については、傍聴によるものではなく、「議事録閲覧による」とされております。

その後、平成13年4月に、行政の透明性を向上し、行政への住民参加を促進するた

め、行政情報の原則公開を趣旨とする広島県情報公開条例が施行され、同年6月には、知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則が施行されました。

平成22年11月には、更なる情報公開による公正で透明性の高い県政の実現のため、「情報公開推進のための行動計画」を定めております。その取組みの一つに、「合意形成過程の公開」を定めており、会議の公開についても、可能なものから実施することとしております。

また、近年の都市計画審議会に付議する県の案件は、地方分権が進む中で、広域的な案件となっており、より大局的な視点において御審議いただく案件が増えてきておりますことから、非公開にする案件は限られていると考えております。

これらのことから、当審議会におきましても、議事録の公開に加えて、傍聴による会議の公開を取り入れることにより、本県の都市計画行政に対する県民の理解と信頼を更に深めていく必要があると考えております。

今回の検討に当たりましては、他の都道府県に都市計画審議会の公開の状況について、アンケートを行っていますので、御説明します。1枚めくって、補足資料を御覧ください。

1. 会議の公開方法については、傍聴による公開を行っているのが46都道府県です。従いまして、議事録のみの公開は広島県だけとなっております。

2. 非公開特例については、各団体の情報公開条例等と重複して、都市計画審議会の特例を定めている事項です。回答のあった29団体の状況で、複数回答となっております。

3. 審議の公開・非公開の状況については、各団体で原則公開とした後での審議の非公開案件の有無で、非公開とした事例がある団体が13団体ございました。

4. 非公開の理由については、上記の13団体で非公開とした理由を掲載しておりますが、重複回答なので16となっております。

5. 率直な意見の交換又は意思決定の中立性等については、各団体の都市計画審議会の公開が平成10年代半ばまでに導入されたものが多いため、当時の検討の状況は不明でしたが、委員から、発言に支障がある旨の指摘が出た事例や、審議の場でトラブルとなった事例は、記録に残っていないようでございます。

他の都道府県の状況は以上でございます。

1枚目に戻っていただきまして、4の「今後の対応等」です。

本日御欠席の委員もおられますことから、傍聴による会議の公開に向けた対応(案)の検討を行うに当たり、委員の皆様の御意見をアンケート形式でお伺いしたいと考えております。

アンケートにつきましては、後日、委員の皆様へ郵送いたしますので、御意見の記入について、お手数ですがよろしくお願いいたします。

御回答いただきました内容は、集約し、本日の審議会における委員の皆様の御意見に対する事務局の考え方を併せて検討した上で、次回の審議会において御報告し、御理解がいただけましたら、審議会の運営規定改正(案)を御提案したいと考えております。

改正が整いましたら、来年の7月に予定しております都市計画審議会から、会議の傍聴を行ってまいります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。情報公開の推進についてということで、今なぜ公開を考えているかというお話、それから今後の考えているスケジュールということでお話があったと思います。今の説明にありますように、この場で何か決めるのではないということですが、御質問、御意見がありましたら十分に述べていただいて、今後の検討やスケジュールに反映したいという御意向だと思いますので、どの観点からでも結構です。御意見をよろしくお願いいたします。

○A委員 補足資料の4番の③建築基準法第51条ただし書きの規定に関する議案とは、具体的にどんなことか教えていただきたいのですが。

○事務局 本日第1号議案でありました産業廃棄物などの案件が、この建築基準法第51条ただし書きの規定に関する議案です。

○A委員 それだけですか、わかりました。

○会長 どういう理由で、ここで非公開としたのかということ、もし聞いていらっしゃれば、参考のために説明していただけますか。

○事務局 51条ただし書きの中には、先ほど御覧いただいたように、企業名や、場合によっては会社の資本の状況、それから場合によっては処理する技術などが入っていますので、このただし書きに関する議案を非公開としたのは、恐らくその辺りを勘案してのことだと考えております。

○会長 ありがとうございます。

その他、御質問、御意見はありませんでしょうか。

○F委員 私も長くこの会議に参加させていただいており、ちょっとどうかなと考えるのが、都市計画の意見書が出たときです。それぞれの個人的な御意見があるとき、やはりいくらか利害関係があったり、あまり人に知られたくないようなことも、中には出てくるかなと思ひまして。

そういうこともまるきり公開でやるとなると、言いたいことも言えなくなり、本音を隠した、いい恰好だけの話にもなりかねないのではないかと。まあそういうところだけは非公開にできるのかもしれない。

自分が今までやってきて感じるのは、我々は本音のところを聞きたいので、我々がしゃべることについては別に何でもないので、ここに上がってくる、そういう一般の方々の、言いにくいとか、そういう方々の意見が、公開によって止められたり、曲げられたりということがあったら、そこはちょっと問題があるのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。今の御意見について、何か今の時点でお考えなり、ありましたら聞かせてください。

○事務局 県の都市計画審議会で審議していただく都市計画の事項に関して、縦覧を行って、そのとき意見書が出た場合は、その意見書の要旨を提示して説明し、御審議いただくこととしています。一般に都市計画の場合は、要旨という形で、都市計画的にどのような考え方かというのを、要約に直して御審議いただいている関係上、その要旨の資料の中には、地番や個人名といったことは含まないように気を付けています。ただし、御意見が1つしもなく、それが土地の状況に応じて限られ、その土地の所有者が明らかになる、類推できるような案件が生じたら、これは甚だ微妙な判断にはなると思うのですが、明らかに個人情報類推できるということであれば、事前に会長並びに委員の皆様と御相談して、事前に公開か非公開かを決めていってはどうかと考えています。

それからもう一つ、先ほどの補足資料の4の①がそういった状況ですが、4の②土地区画整理事業にかかる意見書につきましては、土地区画整理事業の中で、意見書そのものを審議にかけることになっています。従って、この案件については、ただ今他県では11団体ほど、土地区画整理事業の意見書にかかる審議については非公開とするという取り決めを行っていますが、その他の団体は公開のままされているという状況もあります。調査が十分進んでいませんので、この原案についてはもう少し他団体の状況を確認して、運営方法をあらかじめ決めて、委員の皆様と相談してから、公開の方法について決めていきたいと考えています。意見書の対応については以上です。

○会長 ありがとうございます。

○G委員 今御説明にあったように、公開するか、しないかということについては、審議会以前に、案件の内容に従って決定して、進めていけばいいのかなと私も思いました。

それで質問です。補足資料によると、他都道府県調査においては、もう広島県以外すべ

て、何がしかの形で公開している状況があるにもかかわらず、なぜ公開がこのように遅きに失しているのか、どうしてこうなっているのかといったことについて、何か事情等ありましたら御説明いただければと思います。

○事務局 行政情報公開法ができる以前に、都市計画審議会で、それを見据えた形で情報公開について御議論いただいたのが平成12年です。そのときは、広島県としては、議事の公開の方法については、議事録の公開によるもの、又は傍聴によるもの、2つを取り入れるような条例を予定しておりました。その関係があり、当時はやはり、今御意見があったように、意見書については個人情報に触れるのではないかという案件を特に意識されて、議事録による公開を、審議会の中で御選択いただいております。平成12年当時は、分権が進む前でしたので、市町村からの都市計画の案件もこの場で御審議いただいております関係上、極めて小さな土地の中での意見書なども出てくる可能性もありましたが、割と即地的な案件も多かったと思いますけれども、現時点において県の案件というのは、広域的な案件に絞られておりますので、土地の状況をこの場で説明するほどの細かな案件というのは、極めて限定的になっています。以上です。

○会長 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

○G委員 はい。

○会長 その他、御意見等ございますでしょうか。

○事務局 付け加えて説明させていただきます。前回の平成12年に議事録公開にしていたときに、先ほど申しましたように、細かな案件が多かった関係もあったと思うのですが、利害関係人の来場に対して、審議妨害等の不測の事態の対応を考慮して、委員の安全を含めて、秩序を維持するために、限定的な公開にすべきだ、というようなこともありました。また、公共の福祉を増進するためとはいえ、住民の財産権に直接影響を与える内容のものであるから、公平公正な審議を行うために、自由な発言をすることができる環境整備が必要である、といったような状況も踏まえて、議事録公開と決定いただいております。

円滑な審議、もしくは自由な発言の環境というのを意識されていましたが、非公開においては、当然、自由に御発言いただけますが、最近の案件で言うと、先ほども説明しましたが、細かな案件というのが少なくなっている関係上、地元の利害に密着したような開発案件というのはほぼ市町にゆだねられている関係で、それほど意識しなくても審議いただけるのではないかと、我々事務局は期待をしています。ちょっとこれは委員の皆様のお気持ちを考えずに申し上げているのかもしれませんが、その辺りも踏まえて意見交換をいただければと思い

ます。

○**会長** ありがとうございます。最近の状況や自治体との状況を踏まえて、今のような御説明があったと思いますけれども、この件について、今後アンケートも取られるということですが、現時点で御意見等、他にありませんでしょうか。

○**E委員** 公開するのに、一番知りたいと住民が思っているのはこういう案件だ、というのがあると思います。恐らく、近所で争いがあったり、そういうものが一番、情報を詳しく知りたい案件ではないかと思えます。すると、むしろこちらが見せたくないものが、見たいものだということになるのではないかと思うのです。だから原則公開しても、傍聴に来たりといったことは、今の状況なら、あまりないのではないかと思うのです。そういう、一番見せたくないところを公開してくれと言って来るのが多いのではないかと思うのですが。

○**事務局** 身近な案件に関するトラブルがある可能性はゼロではないと思うのですが、最近の都市計画の案件でいきますと、そのようなトラブルの結果として意見書が出ているかどうかを見ると、この3年間の約20件の都市計画案件では、意見書が出ていないという状況です。3年間出ていないからといって、今後出ないかと言うと、それはゼロではないわけですが、その場合は、案件の内容によって、お諮りして相談していきたいと思っています。

それから、今言われたように、世の中は、トラブルになるようなことは、どうしてもマスコミも聞きつけて、公開にしろというようなことになってくると思うのですが、トラブルがある事象であっても、開かれた場で議論を尽くすのが都市計画審議会のあるべき姿かと、事務局としては感じておりますので、その辺りも斟酌いただいて、御意見を頂きたいと思えます。

○**会長** ありがとうございます。他にありますでしょうか。

○**H委員** 原則公開で、原則でない場合は非公開になるのでしょうか、そこは他の自治体はある程度、平仄はそろっているのでしょうか。それとも、自治体によって違うというか、その辺のイメージ的に、ある程度共通した物差しのようなものがあるのか、わかれば教えていただきたいのですが。

○**事務局** 補足資料に出していることくらいしか調査が進んでいませんが、基本的には情報公開条例を各県で定めています。その元は、国の行政情報公開法になりますが、そこに掲げてある個人情報などについては、どの団体も非公開案件としています。ただし、例えば、資料の「貴重な生物の生息場所等の審議を行う場合」というような案件については、明文化しているのは1団体しかありません。だからといって、他の地域でそれをやっていないかと言われると、多分、会議の場に諮って、これは貴重な生物の案件なので非公開とします、

というふうに、その場で案件ごとに判断されているのではないかと考えています。具体的には、4番の過去に傍聴を非公開とした理由の中に掲げられている案件が、悩ましい案件として非公開にされた事例があるということです。

○E委員 公開にしても、別に欲しいと思っていないことを公開してくれてもありがたくないので、一番見せたくないところを見たがるのではないかと思うのですが。公開してほしいということになるのではないかと思うのですよ。

○F委員 委員のお考えは、先ほどの私の考えと似ていると思います。出て来てから、ここで公開か非公開かの議論をするのではなく、危惧するのは、例えばお金の汚いと思われたくないから、原則公開だったら、始めからそういう意見書を出さない。本当は本音を言いたいけれど、またそれが、一番我々が聞きたいところだけど。始めからどこが公開か非公開かを決めておかないと、本当の意見が出てこないのではないかと思うのですが。決めておくことが大事で、出て来てから「これは…」というのでは、本当のところは出てこないのでは。そこをどういう基準で考える気があるのかということです。

○事務局 今考えているのは、一般の都市計画の案件については、先ほど説明したように要旨とするので、公開情報が薄まりますので、これについては公開を考えています。ただし、数が少なければ非公開にするという線引きがふさわしくないというのであれば、意見書そのものが出た場合には非公開とする、という取り決めを行った上で、原則公開とするということもあると思います。その辺りは、今からお願いするアンケートの中で、いくつかケースを分けて、委員の皆様の御意見をお聞きしてみたいと思います。

○会長 ありがとうございます。今の件はよろしゅうございますか。

(E委員, F委員, 同意)

○会長 その他ありませんでしょうか。

概ね意見も出尽くしたようです。今伺った中では、一つは、この場で審議する委員の立場もあるけれど、それ以外に、意見書を出す申請側の立場もあるという辺りのことをどう考えるかということ。それから、今の運用のこと、どのような順序で考えるべきかというのが、少し、皆さんの意見として挙がったのではないかと思います。その辺りも考慮いただいた上で、アンケートになっていますので、なるべくわかりやすい形で、いろいろな状況に応じて、どのような対応を考えているかがわかりやすい形のアンケートにさせていただき、より幅広い意見がもらえるよう、これはここで言うべきではないかもしれませんが、お願いします。

それでは、他にないようでしたら、本日の審議会を終えたいと思います。ありがとうございます。

した。

事務局にお返しいたします。

○司会 ありがとうございました。

次回の審議会は、2月頃を予定しております。議案や日程等を調整次第、御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

お忘れ物のないよう、お帰りください。本日はどうもありがとうございました。

閉会11:00